発議第3号

離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める意見書 上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年7月9日

提出者

栗田裕之 平井正樹 鈴木直人 後藤哲朗 山本彰彦 山根田鶴子 石上顕太郎

離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備を求める意見書 我が国では離婚時における未成年の子供の親権決定について、単独親権制度を採用しており、 監護の継続性を重視している。

しかし、親権を得るため、配偶者の同意を得ずに一方的に子供を連れ去って別居し、強制的 に監護している状態をつくり出したり、面会交流を拒否したりする等、子供が一方の親との断 絶を余儀なくされるケースが多発している。

子供達は、幼稚園・こども園・学校において、入学式や卒業式、運動会などの行事の際、別居親の参加が拒まれ、自身の様子が親へ伝わらないなどの不利益を被っている。

全ての子供は、適切な養育を受ける権利を有している。ドメスティックバイオレンス等、特段の事情がない限り、別居親と継続的頻繁に面会交流をすることは子供に精神面の安定をもたらし、養育費を受けることは経済面の安定をもたらす。これは子供の健やかな成長にとって有意義なものである。

我が国は、児童の権利に関する条約(児童の権利条約)を1994年4月に批准しており、その趣旨を鑑みると、夫婦の離婚または別居後において、全ての子供の最善の利益を守るためには、離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に必要な法整備が不可欠と考える。

よって、国においては、法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、 外務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)]